

## 6月1日は人権擁護委員の日

人権擁護委員制度をご存じですか。人権擁護委員は、家庭や職場、地域社会などにおける差別・セクハラ・DV・いじめなどにおける人権問題に関するあらゆる相談を受け付けています。相談は無料・秘密厳守となっていますので、一人で悩まずお気軽に法務局または人権擁護委員にご相談ください。

### 宿毛市の人権擁護委員

示野 孝雄・島山 真利子・曳田 留美・乾 均  
野口 節子・埜々下 典晃・嵐 仁美  
※全国共通人権相談ダイヤル(☎0570-003-110)では、いつでも相談を受け付けています。  
(平日8時30分～17時15分)

問 人権推進課 ☎62-0225 / 高知地方方法務局四万十支局 ☎0880-34-1600

## 6月は高知県の「男女共同参画推進月間」

～「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現～

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらします。また、子育てや介護など、家庭や地域で過ごす時間に加えて自分の時間を持つことも生活のうえでは欠かせません。それぞれの充実があってこそ人生の生きがいや喜びが倍増するといえます。

しかし、仕事に追われ健康に支障をきたす人や、家事や育児、介護で時間的にも精神的にも体力的にも余裕がなくなっている人が多く見られるのも現状です。

こうしたなか、一人ひとりが健康で、安心して、仕事や子育て、介護等や地域での時間、自分の時間のバ

ランスをうまくとっていきことのできる環境づくりが大切です。これが、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現です。

最近では、部下のワーク・ライフ・バランスに配慮し、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の業績もあげつつ、自らも仕事と私生活を楽しむ管理職を指す「イクボス」という言葉も定着してきています。

男女がともに仕事と子育てや介護など家庭生活を両立できる、働きやすい職場づくりを進めることが、少子高齢化が進むなか、ますます重要です。

問 高知県文化体育スポーツ部県民生活・男女共同参画課 ☎088-823-9651  
こうち男女共同参画センター「ソーレ」 ☎088-873-9100

## 7月は「社会を明るくする運動」強調月間

この運動は、すべての人たちが犯罪や非行の防止とあやまちを犯した人の立ち直りについて理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な地域社会を築こうとする全国的な運動です。

今年は68回目を迎え、「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」として、全国でさまざまな活動に取り組んでいます。

宿毛市でも、この期間中に次の啓発活動を実施します。多くの皆さんの参加をお願いします。

### 中学生による弁論大会

日時 7月3日(火) 13時30分

場所 宿毛文教センター1階多目的ホール

### 総決起集会

日時 7月3日(火) 15時30分

場所 宿毛文教センター南側広場(雨天時:宿毛文教センター1階多目的ホール)

#### ●啓発パレード 15時50分頃

総決起集会終了後、宿毛文教センターからサングリーククリハラまで「社会を明るくする運動」についての啓発パレードを実施(雨天中止)

#### ●リーフレット等配布 16時20分頃

啓発パレード終了後、市内3カ所の量販店で実施(小雨決行)

問 市民課 ☎63-1112